

岐阜県は **ぎふっこカード** **ぎふっこカードプラス** で 子育て家庭を応援しています!

「ぎふっこカード」ってなに?

- 「ぎふっこカード」は、県内に住んでいる18歳未満の子どもがいる世帯、妊娠中の方がいる世帯に交付するカードです。
- 有効期間は3年間としており、2024年3月31日までとなります。

※有効期限前に一番下の子どもが満18歳になった場合は、その後最初に迎える3月31日で期限が切れます。



「ぎふっこカードプラス」ってなに?

- 「ぎふっこカードプラス」は、県内に住んでいる18歳未満の子どもが3人以上いる世帯、3人目の子どもを妊娠中の方がいる世帯に交付するカードです。
- 有効期限は18歳未満の子どもが2人以下になった年度の3月31日までとしており、カード交付時にご本人に有効期限をご記入いただけます。

※お住まいの市町村窓口又は県子育て支援課で交付します。
※有効期限については、裏面でご確認ください。



「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」はどんなサービスを受けられるの?

- 「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」は、参加店舗において提示することで、商品購入の際の割引やポイント加算などの参加店舗が設定したサービスを受けることができるカードです。
- 「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」参加店舗には、ステッカーが掲示されています。また、県ホームページ「ぎふ子育て応援団」には、店舗の詳細な情報を掲載しております。
- 「ぎふっこカード」は全都道府県の全国共通展開参加店舗での利用が可能となっています。全国共通展開参加店舗では、全国共通ロゴマークの入ったステッカー等が掲示されています。

〈参加店舗ステッカー〉



〈全国共通ロゴマーク〉



〈ぎふ子育て応援団〉



「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」はどこでもらえるの?

【窓口での交付】 お住まいの市町村窓口又は県子育て支援課で申請いただくと、その場で受け取ることができます。

●「ぎふっこカード」の受け取りに必要となるもの

- 申請者（保護者）の方の身分証明書
- 18歳未満の子どもがいることが確認できる書類（保険証・母子健康手帳等）

●「ぎふっこカードプラス」の受け取りに必要となるもの

- ぎふっこカードプラス交付申請書または平成30年3月31日有効期限の「旧ぎふっこカードプラス」
- 申請者（保護者）の方の身分証明書
（平成30年3月31日有効期限の「旧ぎふっこカードプラス」を提出される方は不要です）
- 18歳未満の子どもが3人以上いることが確認できる書類（保険証・母子健康手帳等）

【郵送での交付】 上記の必要書類の写し（ぎふっこカードプラス交付申請書・平成30年3月31日有効期限の「旧ぎふっこカードプラス」は原本）と返信用の84円切手を同封し、返信先を明記のうえ県子育て支援課までお送りください。

※ぎふっこカードプラス交付申請書は各窓口で入手できます。また、県ホームページ「ぎふ子育て応援団」からもダウンロードできます。

「電子ぎふっこカード」ってなに?

- 「電子ぎふっこカード」は、スマートフォンや携帯電話で「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」をご利用いただけるサービスです。
- ご利用される方は、アプリをインストールのうえ利用申請してください。

※アプリをご利用できない方、携帯電話をお使いの方は、PC版から利用申請してください。

こちらからダウンロードできます!

iPhone版



Android版



PC版



「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」のサービスは参加店舗のご厚意によって成り立っています。
ご利用の際は、各店舗の指示に従ってください。

ぎふっこカードプラス有効期限早見表



ステップ 1

年齢が1番下の子どもから数えて3番目の子どもの年齢を確認してください。

【確認例】①子どもが3人いる場合

- (例1) 0歳、3歳、6歳になる子どもがいる場合 …………… 6歳の子ども
- (例2) 妊娠中の子ども、4歳、8歳になる子どもがいる場合 …………… 8歳の子ども
- (例3) 5歳の双子、10歳になる子どもがいる場合 …………… 10歳の子ども

②子どもが4人いる場合

- (例1) 0歳、2歳、4歳、8歳になる子どもがいる場合 …………… 4歳の子ども
- (例2) 妊娠中の子ども、3歳、7歳、12歳になる子どもがいる場合 …………… 7歳の子ども
- (例3) 5歳の双子、12歳、16歳になる子どもがいる場合 …………… 12歳の子ども

ステップ 2

ステップ 1 で確認した

下から3番目の子どもの誕生日で、
対象となる早見表を確認してください。

※4月1日生まれの場合は早見表Aを
確認してください。

下から3番目の子どもの誕生日が
1～3月の場合

➡ 早見表 **A**

下から3番目の子どもの誕生日が
4～12月の場合

➡ 早見表 **B**

ステップ 3

早見表で有効期限を確認してください。

早見表 **A**

[下から3番目の子どもの誕生日が1～3月の場合]

下から3番目の子どもの誕生日	有効期限
2004年(平成16年)	2022年3月31日
2005年(平成17年)	2023年3月31日
2006年(平成18年)	2024年3月31日
2007年(平成19年)	2025年3月31日
2008年(平成20年)	2026年3月31日
2009年(平成21年)	2027年3月31日
2010年(平成22年)	2028年3月31日
2011年(平成23年)	2029年3月31日
2012年(平成24年)	2030年3月31日
2013年(平成25年)	2031年3月31日
2014年(平成26年)	2032年3月31日
2015年(平成27年)	2033年3月31日
2016年(平成28年)	2034年3月31日
2017年(平成29年)	2035年3月31日
2018年(平成30年)	2036年3月31日
2019年(平成31年)	2037年3月31日
2020年(令和2年)	2038年3月31日
2021年(令和3年)	2039年3月31日
2022年(令和4年)	2040年3月31日
2023年(令和5年)	2041年3月31日
2024年(令和6年)	2042年3月31日

早見表 **B**

[下から3番目の子どもの誕生日が4～12月の場合]

下から3番目の子どもの誕生日	有効期限
2003年(平成15年)	2022年3月31日
2004年(平成16年)	2023年3月31日
2005年(平成17年)	2024年3月31日
2006年(平成18年)	2025年3月31日
2007年(平成19年)	2026年3月31日
2008年(平成20年)	2027年3月31日
2009年(平成21年)	2028年3月31日
2010年(平成22年)	2029年3月31日
2011年(平成23年)	2030年3月31日
2012年(平成24年)	2031年3月31日
2013年(平成25年)	2032年3月31日
2014年(平成26年)	2033年3月31日
2015年(平成27年)	2034年3月31日
2016年(平成28年)	2035年3月31日
2017年(平成29年)	2036年3月31日
2018年(平成30年)	2037年3月31日
2019年(平成31年)(令和元年)	2038年3月31日
2020年(令和2年)	2039年3月31日
2021年(令和3年)	2040年3月31日
2022年(令和4年)	2041年3月31日
2023年(令和5年)	2042年3月31日
2024年(令和6年)	2043年3月31日

お問合せ先

岐阜県 健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-8077 FAX 058-278-2880